

【ふくせん会員の皆様へ注意喚起のご案内】

山梨県内において下記のような事例の詐欺行為が発生したとの情報がございました。会員の皆様におかれましては、「介護保険利用を前提とした福祉用具のレンタル契約」において、発生を未然に防止するため、情報提供いたします。ご回覧の上、ご周知下さい。

★注意喚起

以下、詐欺行為事例

山梨県内に於いて、レンタル事業者を狙った詐欺事件がありました。介護保険利用を前提に福祉用具をレンタルし、レンタルした用具を中古販売業者へ転売するという内容です。ベッドを介護保険申請中という名目でレンタルし、それを転売しては別の事業者からレンタルを繰り返す手口の様です。

- ・介護保険は先日申請したばかり。
- ・階段から落ち、ヘルニアになり起きられない。
- ・母が足を骨折した。

等々の理由を述べ

「親を介護するのですぐにベッドを持ってきてくれ。」とレンタル業者に指示し、「家に誰もいないので会社に届けてくれ、組立は詳しい者がいるのでそのまま置いていけ。今日は仕事が忙しいので契約は後日。」など、利用者への早急な対応を社命とするレンタル事業者の意志に付け込んだ事件で、このような行為には神経質にならざるを得ません。実際に被害にあわれている事業者がいらっしゃいますので、十分な注意喚起をお願いします。